

## サイバーセキュリティ賠償

### 保険金を支払う場合

この保険契約において、お客様の別表2、記載の対象商品の機能が有効な状態にあるネットワークシステムの所有・使用または管理（以下「専門業務」といいます。）に関連して行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、次のいずれかに該当するお客様の予期しない偶然な事象（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、お客様以外の者から保険期間中にお客様に対して損害賠償請求がなされたことにより、お客様が被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 専門業務の一部または全部の停止によるお客様以外の者の業務の休止または障害
- ② 専門業務の瑕疵によるお客様以外の者の業務の休止または障害
- ③ 専門業務の瑕疵によるお客様以外の者が所有、使用または管理する情報の漏えい、消滅、破壊または改ざん
- ④ 専門業務の瑕疵による人格権侵害
- ⑤ ①から④までのいずれかに類似の不測かつ突発的な事象

### 損害の範囲および支払保険金

(1) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、当社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき、別表1、記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

$$\text{保険金} = \text{損害の額の合計額} - \text{保険証券記載の免責金額}$$

(2) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①および②に定める損害のほか、次のいずれかに該当する費用をお客様が負担することによって生じる損害を含みます。

費用	説明
① 求償権保全費用	普通保険約款第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②に規定する手続に必要なかつ有益と当社が認めた費用をいいます。
② 訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、お客様が現実に支出した次のいずれかに該当する費用 <sup>(注)</sup> であって、お客様に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。 ア. お客様の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 イ. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ウ. お客様または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限

	度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。
③ 初期対応費用	事故が発生した場合において、お客様が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用 <sup>(注)</sup> であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故によるお客様に対する損害賠償請求に関する争訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。 ア. 事故現場の保存に要する費用 イ. 事故現場の取片付けに要する費用 ウ. 事故状況または原因を調査するために要した費用 エ. 事故の調査を目的としてお客様の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用

当社は複数の対象商品を購入かつサービス契約を締結している場合、本特約第5条に規定するお客様ごとの支払限度額は別表1、に記載の金額に購入かつ契約締結している商品の数を乗じた金額に読み替えて適用します。

ただし、同一お客様に関しては保険期間中 1,000 万円（賠償・費用別途適用）を限度とします。

(注) 費用

通常要する費用に限りです。

### 保険責任のおよぶ地域

お客様が日本国内外においてなされた損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。

### お客様の範囲

この保険契約においては、お客様は、契約者が販売・リースする別表2、記載の対象商品を購入し、かつ契約者が提供する「メンテナンス契約サービス」を契約中の事業者とします。

### 支払保険金

当社が支払うべき保険金の額は、お客様ごとに別表1、に記載の支払限度額を限度とします。

### 用語の定義

この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- ・人格権侵害  
名誉毀損またはプライバシーの侵害をいいます。
- ・使用人  
従業員、短時間労働者<sup>(注)</sup>、契約社員、準社員、嘱託、非常勤・臨時社員、出向契約に基づき他の事業者から出向してきている者、労働者派遣を業として行う事業者から派遣された労働者、またはこれらの地位にあった者をいいます。

- ・ 役員  
会社法上の取締役、執行役及び監査役、並びにこれらに準ずるものをいい、初年度契約の保険期間開始日以後に退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。
- ・ 回収措置  
回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の類似の措置をいいます。

(注) 短時間労働者  
パートタイム労働者、アルバイト等をいいます。

#### 保険金を支払わない場合

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害賠償請求に対しては保険金を支払いません。

- ・ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ・ 人工衛星<sup>(注1)</sup>の損壊または故障に起因する損害賠償請求
- ・ 国または公共機関による法令等の規制により事故が発生したことに起因する損害賠償請求
- ・ 専門業務の対価<sup>(注2)</sup>の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求<sup>(注3)</sup>
- ・ お客様と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任に関する損害賠償請求
- ・ 株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・ 専門業務の結果が宣伝の内容と異なることに対する損害賠償請求
- ・ お客様が新たなもしくは改定した専門業務を使用、提供または販売する場合において、通常要するテストを実施していないときに、その専門業務の瑕疵によって生じた損害賠償請求
- ・ お客様の次のいずれかに該当する履行不能または履行遅滞<sup>(注5)</sup>に起因する損害賠償請求
  - ア. 完成、納入または販売を伴う専門業務における完成遅延、納入遅延もしくは販売遅延
  - イ. お客様の責めによらない事由により専門業務の遂行が不可能となった結果生じた履行不能または履行遅滞<sup>(注5)</sup>
  - ウ. 専門業務の送付・納入を伴う場合の誤送付・誤納入
- ・ お客様が上記に規定する履行不能または履行遅滞<sup>(注5)</sup>を避けることを目的として行った不完全履行<sup>(注6)</sup>に起因する損害賠償請求
- ・ お客様が支出したと否とを問わず、専門業務の履行または再履行のために要する費用<sup>(注7)</sup>に起因する損害賠償請求
- ・ お客様が支出したと否とを問わず、専門業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の回収措置のために要した全ての費用に起因する損害賠償請求
- ・ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第166条(会社関係者の禁止行為)第2項に定める重要事実の取扱いに起因する損害賠償請求

- ・ 石綿<sup>(注8)</sup>、石綿<sup>(注8)</sup>製品、石綿<sup>(注8)</sup>繊維の製造、販売、提供、使用、設置、除去または石綿<sup>(注8)</sup>粉塵への曝露に起因する損害賠償請求
- ・ お客様以外の者から委託されたソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求
- ・ お客様以外の者に製造または販売した<sup>(注9)</sup>情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求
- ・ お客様が情報を持ち出したことまたは情報を誤送付・誤発信したことに起因する損害賠償請求
- ・ 自らの業務遂行の過程においてまたはその目的としてお客様以外の者に管理を委託した情報(管理を委託しなくなったものを含みます。)の管理に起因する損害賠償請求

(注1) 人工衛星

人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。

(注2) 専門業務の対価

販売代金、手数料、報酬等名目を問いません。

(注3) 専門業務の対価<sup>(注2)</sup>の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求

商品またはサービスの対価として商品またはサービスの購入者が支払うべき金額よりも過大な請求をしたことに起因する損害賠償請求を含みます。

(注4) 契約

請負契約、売買契約等をいい、類似の契約を含みます。

(注5) 履行不能または履行遅滞

類似のものを含みます。

(注6) 履行不能または履行遅滞<sup>(注5)</sup>を避けることを目的として行った不完全履行

履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注7) 専門業務の履行または再履行のために要する費用

履行または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。

(注8) 石綿

アスベストをいいます。

(注9) 製造または販売した

対価の有無を問いません。

#### 保険責任期間

当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間中において、お客様が別表2.に記載の対象商品を契約者から購入し、かつ契約者が提供するサービスが開始したとき始まり、1年が経過した日の午後4時に終わります。

#### 損害賠償請求の期限

この保険契約の終了<sup>(注)</sup>後5年以内に損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。

(注) 保険契約の終了

失効、解約または解除の場合は、その失効、解約または解除の日とします。

保険金の請求
--------

(1) お客様が費用について保険金の請求をする場合は、当社の定める書類または証拠のほか、費用の額を示す見積書または請求書<sup>(注)</sup>を当社に提出しなければなりません。

準用規定
------

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

**別表1. 支払限度額、免責金額および縮小支払割合**

支払限度額	1 事故の損害賠償請求につき	1,000 万円
	保険期間中	1,000 万円
免責金額	なし	
縮小支払割合	100%	

**別表2. 対象商品（セキュリティ商品全般）**

ビジネスホン
複合機
UTM（不正端末
サーバー
防犯カメラ
UPS
不正検知端末

## サイバーセキュリティ費用

### 保険金を支払う場合

(1) 当社は、対象業務または情報の管理をお客様が行うにあたり、次のいずれかに該当する偶然な事由（以下「事故」といいます。）が発生した場合に、お客様が措置<sup>(注1)</sup>を講じることによって被る損害に対して、この特約に従って、プロテクト費用保険金を支払います。

- ① サイバーセキュリティ賠償補償特約第1条（保険金を支払う場合）の偶然な事由
  - ② 情報（個人情報を除く）の偶然な漏えい
  - ③ 上記①または情報の偶然な漏えいを引き起こすおそれのある不正アクセス等の行為<sup>(注2)</sup>
- (2) 当社は、事故の発生が次のいずれかの事由によって客観的に明らかになった場合に限り、(1)②および③の規定を適用します。
- ① お客様が行う主務官庁に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告に限り、
  - ② お客様が行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、広告等
  - ③ 被害者、被害法人または被害を被るおそれのある他人に対する詫言または案内状の送付
  - ④ 公的機関からの不正アクセス等のおそれに関する通報
- (3) この保険契約においては、プロテクト費用補償特約（情報漏えいプロテクター用）第1条（保険金を支払う場合）の次に、以下を追加して適用します。

「・被害者、被害法人または被害を被るおそれのある他人に対する詫言または案内状の送付  
・公的機関からの不正アクセス等のおそれに関する通報」

#### (注1) 措置

事故が生じた場合に、お客様が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置をいいます。ただし、事故解決期間<sup>(注3)</sup>内に講じられた措置に限り、

#### (注2) 不正アクセス等の行為

お客様の所有・使用または管理するネットワークに対して、正規のアクセス権を持っていない者によって行われる次の行為をいいます。  
ア. 不正な手段によってアクセス権を取得して他者になりすまし、またはファイアウォールを通過して不正にアクセスする行為

- ・ DOS攻撃
- ・ SQLインジェクション<sup>(注4)</sup>
- ・ マルウェアの送付またはインストール

・ その他アからエと類似の行為

#### (注3) 事故解決期間

お客様が事故の発生を認識した日に始まり、プロテクト費用補償特約（情報漏えいプロテクター用）第8条（事故発生の通知）に規定する通知を当社が受領した日の翌日から起算して180日が経過した日に終わる期間をいいます。

#### (注4) SQLインジェクション

ネットワーク上で管理されるデータベースに不正なSQL文を注入し、データベースを改ざんまたは不正に情報を入力する行為。

### 損害の範囲

(1) 当社は、お客様がデータ復旧費用<sup>(注)</sup>を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

#### (2) 各種費用支払要件

##### ・事故対応費用

事故の直接の結果としてまたは事故の影響を防止もしくは軽減しようとするお客様の努力に直接起因して、お客様が現実負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用をいいます。

ア. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用<sup>(注2)</sup>

イ. 通信業務のコールセンター会社への委託費用

ウ. 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分

エ. 事故対応により生じる出張費および宿泊費

オ. 事故原因調査費用（事故の原因や被害範囲の調査、証拠保全するための費用）  
ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限り、

カ. お客様以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用

キ. 被害の拡大防止のため、ネットワークの通信遮断等を行うために支出する費用  
コンサルティング費用

事故の事実等についての確認もしくは調査を行うため、または情報の回収もしくは広告宣伝活動の方法を策定するために、被害者およびお客様以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限り、

#### (注) データ復旧費用

事故により消失または損壊したデータの復旧費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限り、なお、ネットワークを構成するコンピュータ等の情報処理機器や設備について、修理、回収、代替、点検、交換等を行うための費用を除きます。

### 保険責任のおよぶ地域

(1) 当社は、お客様が日本国内外において講じた措置による損害に対して保険金を支払

います。

(2)この保険契約においては、下記として定義いたします。

① 個人情報

個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報<sup>(注1)</sup>をいいます。

② 措置

事故が生じた場合に、お客様が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置をいいます。ただし、事故解決期間内に講じられた措置に限ります。

支払限度額

(1)当社が、支払うプロテクト費用保険金の額は、次のとおりとします。

① 1回の事故につき、損害の額から保険証券記載の免責金額を控除した額に別表記載の縮小支払割合を乗じて得た額または別表記載の1事故限度額のうち、いずれか低い額とします。

② 保険期間中に支払う保険金の総額は、別表記載の期間中限度額を限度とします。

(2)当社は、(1)のプロテクト費用保険金を保険証券記載の支払限度額に加算して支払うものではありません。

保険金を支払わない場合

(1)当社は、別に定める事由のほか テロ行為等<sup>(注)</sup>によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(2)この保険契約においては、下記の定義を適用します。

お客様が所有、使用または管理する財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難<sup>(注5)</sup>。ただし、他人の情報システムもしくは電子情報の損壊に起因する場合または情報が含まれる財物の紛失もしくは盗難の場合を除きます。

(注) テロ行為等

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。

1回の事故

同一の不正行為者等による一連の事故は、措置を講じた時または場所を問わず、1回の事故と見なします。

準用規定

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、情報漏えいプロテクター特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額・縮小支払割合（下記支払限度額はお客様ごとに適用します）

費用の種類	1事故限度額	期間中限度額	縮小支払割合
① 法律相談費用 ② 事故対応費用 ③ 広告宣伝活動費用 ④ コンサルティング費用 ⑤ 見舞金・見舞品費用	1,000万円	同左	100%
データ復旧費用 <sup>(注)</sup>	1,000万円	同左	100%

(注) データ復旧費用は、①から⑤のプロテクト費用補償特約（情報漏えいプロテクター用）の支払限度額に加算して支払うものではありません。